# 科学技術文献情報提供事業に係る
# コンテンツ提供サービス事業
# 2026 新サービス公募　仕様書

## [新サービス事業者枠]

令和 8 年 8 月

国立研究開発法人科学技術振興機構

目次


1. 件名 4
2. 総則 4
3. 目的 4
4. 契約期間及び事業実施期間 4
5. 既採択事業者における仕様の限定等 5
6. 事業形態と公募区分（事業者枠・サービスタイプ） 5
7. 参加資格要件 5
8. 事業内容 7
（1） コンテンツ提供サービス事業 7
（2） 事業の基本的な考え方 7
9. 事業実施の条件 8
（1） JST 提供データの利用 8
（2） JST 提供データの収集・作成方針 8
（3） JST 提供データの AI 利用 9
（4） JST 提供システムの利用 10
（5） 事業の対象範囲（異なる新規サービス） 11
（6） 事業の FS（実現可能性調査・Feasibility Study） 12
（7） 事業の実施システム 13
（8） 事業におけるサービスの役割と拡張等について 13
（9） 商標・新サービスの名称 13
（10） サービスの稼働等開始期限 13
（11） 事業者の収入 14
（12） データ等の利用許諾に対する対価 14
（13） 補完事業者 17
（14） 顧客情報等の管理 17
（15） 実施内容の改善及び見直し 17
（16） サービスおよび事業等の撤退 18
10. 報告 18
11. 納品物 18
12. 支払処理 18
13. 知的財産等の帰属 19
14. 担当部署 19
15. その他 19

## 別紙１　JST が提供可能なデータ


1. JST が提供する文献情報等のデータ ..... 20
   (1) 文献情報データベース(JST 系ファイル) ..... 20
   (2) 文献情報データベース(プレプリントサーバファイル) ..... 21
   (3) 文献情報データの作成予定 ..... 22
2. JST 作成の文献情報以外のデータ・機械処理システム ..... 22
   (1) 化合物データベース ..... 22
   (2) 機械処理システム ..... 23
   (3) 文献情報の関連データ ..... 23
   (4) JST の辞書等 ..... 25
3. JST が提供するデータについて遵守すべき法令等 ..... 26
4. 利用可能なデータの許諾例について ..... 26


## 別紙２　事業実施上の基本的事項


1. 体制・事業実施 ..... 27
   (1) 総括責任者及び事業責任者の設置 ..... 27
   (2) 事業実施について ..... 27
   (3) コンプライアンス等 ..... 28
2. 計画書・報告書 ..... 30
   (1) 事業運営関連書面 ..... 30
   (2) 年度事業運営計画書 ..... 31
   (3) 四半期報告書 ..... 31
   (4) 中間報告書 ..... 32
   (5) 最終報告書 ..... 32
3. 情報セキュリティ ..... 32
4. 財務会計管理 ..... 34
5. その他 ..... 34


## 別紙３　既採択事業者における本公募の制限等


1. 本資料の目的 ..... 35
2. 読み替え・適用除外等 ..... 35
   (1) 全般事項（契約・期間・基本事項等） ..... 35
   (2) 個別事項（応募要件・事業実施・データ等利用料等） ..... 35

## 1. 件名

科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業（新サービス事業者枠）

## 2. 総則

本仕様書は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）が行う、科学技術文献情報提供事業におけるコンテンツ提供サービス事業（新サービス事業者枠）（以下「本事業」という。）を民間事業者により実施する内容について定める。

## 3. 目的

JST が実施する科学技術文献情報提供事業では、研究開発活動の効率的実施を促し、科学技術の振興を図ることを目的として、日本国の内外から収集した科学技術文献の書誌・抄録・索引等の文献情報を登載するデータベースを整備し、インターネット等を活用して、研究者・技術者が利用しやすい形で提供している。これらは日本国内の全分野にわたる科学技術文献を網羅的かつ体系的に整備している唯一のデータベースであり、日本の科学技術の振興において必要不可欠な国家的財産である。昭和 32 年度から平成 23 年度までの間、JST が作成したデータを活用した業務（オンライン検索サービス、出版サービス、分析・可視化サービス等）を JST 自ら実施し、平成 24 年度からは JST が整備したデータベース等を用いて民間事業者がデータを活用したさまざまなサービスを提供することで、我が国の研究開発の共通的基盤を構築・強化し、科学技術の振興やイノベーションの創出を図ってきた。

一方、近年のインターネットでの様々な検索サービスの台頭、オープンアクセス（論文の無料による閲覧）やオープンイノベーションの普及により、ユーザの検索方法が変化している。さらに、社会で活用されている ICT の中でも、特にビッグデータ解析、自然言語処理や人工知能の技術進歩はめざましく、これまでの検索結果を示すサービスだけではなく、付加価値を持った検索や新しい分析・可視化サービスを実現している。

このような社会的状況に鑑み、JST が保有している科学技術文献の書誌・抄録・索引等のデータ（以下「データ」という。）や、機械翻訳システムや自動索引システムなどのデータ作成に係る機械処理システム（以下「機械処理システム」という。）を用い、JST の保有するデータや機械処理システムの利用価値を拡充するような新たな提供サービスを実現・提供する民間事業者を公募する。

## 4. 契約期間及び事業実施期間

契約期間：契約締結日～令和 14 年 3 月 31 日
事業実施期間：令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日
稼働開始期限は、「9.（10）サービスの稼働等開始期限」についても参照のこと。

## 5. 既採択事業者における仕様の限定等

令和7年度の公募にて選定された提供サービスの運営事業者（以下「既採択事業者」という。）は以下の本公募の仕様を制限等される。制限等の詳細は、「別紙3」を参照のこと。

## 6. 事業形態と公募区分（事業者枠・サービスタイプ）

本公募では、提供サービスの事業形態として、以下の「新サービス事業者枠」を設ける。

なお、本公募では、他に「技術補完事業者枠」も設定されており、応募者はいずれかを選択することとしている。「技術補完事業者枠」の詳細は、別紙「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業　仕様書（技術補完事業者枠）」を参照のこと。

新サービス事業者枠

自らが主体事業者となり、新しいコンテンツ提供サービスを提供する事業形態。

さらに、事業形態の詳細として、新規開発するサービス、既存の自社サービスを強化するサービスの2つのサービスタイプを設定する。

① 新規サービス開発タイプ

既に提供している自社サービスとは独立した新しいサービスを提供するもの

② 自社サービス強化タイプ

既に提供している自社サービスを元に、強化等したサービスを提供するもの

応募者は提案するサービスに対して、いずれかのサービスタイプを選択するものとする。複数のサービスを提案する場合、サービス毎に異なるサービスタイプの設定しても良い。

## 7. 参加資格要件

新サービス事業者枠の応募者に求める資格要件は、それぞれ以下のとおりである。なお本公募手続きに基づき選定され、事業実施契約を締結する採択事業者は、契約期間にわたって本要件を満たしている必要がある。

［新サービス事業者枠の参加資格要件］

(a) 日本国内に拠点を有する法人であること。
(b) 民間の事業者であり、法律で定められた法人税、消費税を完納していること（特例猶予の場合は証明書類提出が可能なこと）。
(c) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者及び第 71 条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者。

(d) 本公募における「採択事業者」決定の日までの期間、機構から指名停止、取引停止、一般競争参加資格停止又は営業停止を受けている期間中に該当しない者であること。
(e) 破産法、会社更生法、民事再生法又はこれらに類似する日本法又は日本国外法上の倒産法制に基づく、手続の開始の申立がなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可決定（確定した者に限る。）を受けた者を除く。
(f) 役員のうち、次に該当する者が所属していないこと。
・成年被後見人若しくは被保佐人又は日本国外の法令上これらと同様に取り扱われている者
・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は日本国外の法令上これと同様に取り扱われている者
・禁錮以上の刑（これに相当する日本国外の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
(g) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）と現在も将来も一切の関係を有しないこと。また、反社会的勢力による不当要求等に対しては、毅然とした態度で臨み、これを拒絶することを約定できること。
(h) 親会社が存在する場合、親会社が上記(e)～(g)に該当しないこと。
(i) ISO/IEC27701 又は JIS Q 15001 に準拠していること。
もしくはプライバシーマーク（P マーク）の認証の取得、又は同等の個人情報保護管理を実施していること。同等の個人情報保護管理とは、プライバシーポリシーが制定され、個人情報保護に関する実施管理、教育、内部監査を文書化された手順により実施していることをいう。
(j) ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 に準拠した管理、又は同等の情報セキュリティ管理を実施していること。
同等の情報セキュリティ管理とは、情報セキュリティ方針が制定され、情報セキュリティ管理体制が構築され、リスクアセスメント、リスクアセスメントに基づく管理策、内部監査、教育を文書化された手順により実施していることをいう。
(k) 安定性のある財務的基盤を有する者、または経営状態が著しく不健全でないと認められる者として、少なくとも早期に倒産等の可能性が少ない者であること。

複数の法人で応募する場合には、応募者に求める要件は以下の通り取り扱う。
(a)：構成する複数の法人のうち、代表法人を含む 1 以上の法人が要件を満たすこと。
(b)～ (j)：構成する複数の法人それぞれが要件を満たすこと。
(k)：構成する代表法人が要件を満たすこと。

## 8. 事業内容

### (1) コンテンツ提供サービス事業

以下に挙げる新しいコンテンツ提供サービスとして期待される事例等を考慮し、また取り入れるなどし、JST から利用を許諾されるデータの利用価値を高めつつ、顧客にとって有意義であり、満足できる高付加価値な新サービスを実施すること。ただし、令和7年度に選定された一部の提供サービスとは異なるサービスであること。(詳細は、「9.事業実施の条件」を参照のこと。)

新しいコンテンツ提供サービス(期待する事例等)

- ・各種 AI 技術を活用したデータの新たな利用価値や顧客体験等の実現
- ・ビッグデータ解析や自然言語処理等の先進技術の活用
- ・JST が実施している情報サービス(例えば J-GLOBAL)との連携
- ・研究開発課題、特許やビジネス情報等、JST が提供するコンテンツ以外との連携
- ・科学技術分野の用語が体系的に整理されたシソーラス辞書の新たな活用
- ・機械翻訳システムや自動索引システムなどの機械処理システムの新たな活用
- ・民間の知見を生かした効果的なマーケティング活動やサービスの企画立案・実施
- ・顧客層や利用機会の拡大を目的とした、販売ネットワークの構築や地域に即した顧客開拓、顧客のニーズに即したサービスの実施
- ・民間のコストや経営の管理知見、高度な ICT 活用等による効率的・効果的な事業体質の構築や変革(分析や意思決定の高度化・自律化等)に資するサービスの実施
- ・研究開発活動の活性化や科学技術情報流通の持続可能性に資する効果的な仕組みやサービスの実施
- ・信頼性の高いコンテンツを活用した公共性の高い活動やサービスの実施

### (2) 事業の基本的な考え方

事業実施にあたっては原則として、以下の考え方を遵守すること。なお、本事業の趣旨に即した柔軟な対応を妨げるものではない。

- ・公共性:本事業が公共性を有することを認識し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重すること。
- ・公平性:顧客や本事業関係者が公平な取扱いを受けること。
- ・利便性:ユーザーフレンドリーで質の高いサービスを提供すること。
- ・安定性:社会経済情勢を踏まえ、長期にわたり安定的な事業運営構造とすること。
- ・適正な顧客負担:合理的な事業運営費に基づき、顧客負担水準が適正であること。

## 9. 事業実施の条件

本公募に応募する事業者は、以下に示す事業実施の条件について了承すること。なお、事業実施上の基本的事項の詳細は別紙2を参照のこと。

### (1) JST 提供データの利用

JST 提供データには、JST 自らが作成等したデータや辞書等と、出版社等と JST との間で交渉・契約を行い、許諾等を得た文献情報等データがある(以下「JST 提供データ」もしくは「データ」という。)。JST は自らが保有している、若しくは利用権等を有しているデータについて事業者に利用許諾を行う。

利用できるデータ、遵守すべき法令等については、「別紙1」を参照のこと。また、「(3)JST 提供データの AI 利用」についても参照のこと。

利用許諾を受けた事業者は、遵守すべき法令等並びに出版社等と JST との交渉・契約により定められた条件に基づき、JST 提供データを事業実施において利用することができる。なお、JST は必要に応じて当該データの利用制限や一時停止をさせることがあり、事業者はこれに遅滞なく従わなければならないほか、事業者、既採択事業者、その他機構が利用を許諾した第三者との間で対象データ等の利用範囲に関する調整を行うことができるものとし、事業者はこのことを予め了解するものとする。

なお、外国誌(日本国以外で発行された文献資料)については、選定後に提案サービス等での利用可否等の確認及び新たな許諾取得のための交渉等を実施する。採択事業者は、選定後の当該交渉等について、JST の要請に応じて資料や情報提供等の協力をするものとする。

なお、オープンサイエンスの世界的な潮流を踏まえ、JST 提供データは科学技術総合リンクセンター(J-GLOBAL)で行う文献情報サービスでも提供している。 J-GLOBAL は、JST が運営する文献、化学物質、特許、研究者等の科学技術情報を体系的に整備し、領域横断的につなぎ合わせて無料で提供している情報検索サイトである。文献情報に関しては書誌データを中心に提供しているが、平成 20 年 4 月以降収録分においては、書誌データに加えて抄録・索引等、本公募にて利用許諾を行うデータと同等のデータを、原則として、本事業において JST から書誌データを提供する時点から 6 ヶ月経過した後に公開している。

### (2) JST 提供データの収集・作成方針

JST 提供データは、科学技術分野の日本国内外の文献資料に基づき作成している。国内誌(日本国内で発行された文献資料)においては、ジャーナルや学協会誌等の定期刊行物や会議録は網羅的な収集に努めており、約 69 万件／年(令和 7 年度)の文献情報データを作成している。また、外国誌については、主要なジャーナルを中心にメタデー

タを活用し、約 236 万件／年（令和 7 年度）を作成している。また、これらに加え、中国発行資料については、約 20 万件／年（令和 7 年度）作成している。

国内誌における概要文章（抄録・ポイントデータ・スニペット）については、令和 9 年度より機械処理を導入する予定である。外国誌については、長年 JST が蓄積した大量のコーパス（文章での日英対訳文）及び辞書を活用した機械翻訳にて作成した翻訳抄録と英文抄録を併記している。

索引は自動索引によりデータ作成件数を増強しており、令和 9 年度より自動索引の適用拡充を予定している（人手作業対象も一部併存する）。

文献情報データベースは、「別紙1　1.JST が提供する文献情報等のデータ」のとおりファイル別に作成している。また、文献情報以外のデータベースも作成している（詳細は「別紙1」を参照のこと）。

今後のデータ収集・作成方針として、国内誌は引き続き網羅的な収集に努め、データベースへの収録を継続するとともに、外国誌は対象誌の拡大を検討する。なお、国からの予算措置等の状況によっては、方針や収集・作成内容が影響を受けることがある。

### （3） JST 提供データの AI 利用

①AI 利用可能なデータ例

本事業で利用可能なデータ（国内誌、外国誌問わず）のうち、AI の利用ができない等の利用が制限されたデータがある。

参考として、既採択事業者の一部サービスや機能について、AI の利用が可能な資料の概況は以下のとおりである（令和 8 年度継続収集誌数）

国内誌：利用可能な誌数 10,700 誌のうち約 52%程度

外国誌：利用可能な誌数 8,800 誌のうち約 56%程度

②JST 提供データの AI 利用可否

JST 提供データの AI 利用の可否は、法令遵守に加え、以下の（ｉ）出版社等との契約等における許諾可否、および（ii）データの利用範囲及び利用制限、等との整合性を踏まえ、提案されるサービスや機能ごとに JST が個別に精査するものとする。

当該精査の結果については、データ提供時において、利用可否を示すフラグ情報（文献利用条件フラグ）として採択事業者へ共有される。（詳細は「別紙1」を参照のこと）。

（ｉ）出版社等との契約等における許諾可否

提案されるサービスや機能に係る AI に JST 提供データを利用可能とするか否かは、当該データに関する出版社等の利用可否やその内容との整合性に基づき判断される。

特に、外国誌に関しては、事業者の選定後に、出版社に対して AI 利用可否の確認や許諾取得のための交渉等を実施する必要があるため、サービス又は機能の利用者への提供時期については、十分留意するものとする。

また、本公募以降においても、出版社等との契約の締結及び拡充に向けた交渉を行う予定であるが、全てのデータについて事業期間内に AI 利用が可能となることを保証するものではないため、あらかじめ留意すること。

（ⅱ）データの利用範囲及び利用制限

提案されるサービスに係る AI に JST 提供データを利用可能とするか否か等は、以下の事例等のように判断される。いずれの場合も顧客による AI 利用は不可とする。

利用可能な事例：

・データの検索やその結果としてのデータそのものを出力すること

・AI による加工を伴う出力

ただし、元データの意味や意図を歪めること、推測による情報補完をすること（ハルシネーション）等を抑制する措置を講じ、合理的な範囲での出所明示を行うこと

利用不可な事例：

・自社 AI モデルへ学習させること（利用可能な場合あり。個別にご相談ください）

・不特定多数が利用する汎用 AI モデルへ学習させること

・学習済み AI モデル（学習済みパラメーター、中間生成物を含む）を本事業以外の自社サービスや他社サービスへ転用すること

・データの外部漏洩となるような AI サービスへ入力すること

利用における注意事例：

・意図しない学習やデータ漏洩等を回避するため、AI を利用したデータは一過性の利用にとどめ、合理的期間の経過後に削除すること

**（4）JST 提供システムの利用**

JST は事業者に対して、自らが保有している機械処理システムの利用許諾を行う。機械処理システムは、提案サービスのデータ作成や加工の目的に限定し利用するものとし、第三者への転売や別事業への流用等をしてはならない。また、以下を前提としてサービスの提案あるいはシステム等の設計を行うものとする。なお、事業者は機械翻訳システムもしくは自動索引システムのいずれか一方または両方を利用することができる。

・機械処理システムは当面、JST 保有のものを利用することとする。保有利用以外のシステム移転・複製等の要否や、利用形態に伴う JST の役務発生時の費用負担等は、利用想定と費用対効果を踏まえ、事業者と JST で協議の上、決定するものとする。

・処理データの授受方法、あるいは機械処理システムへのアクセス方法、利用量（リクエスト数やデータ転送量の上限等）、関係するセキュリティ遵守事項等については、JST が別途提示する仕様および制限値等に従うものとする。

・JST は、機械処理システムの処理精度、応答速度、および常時稼働性を保証しない。また、保守点検等により運用の制限や一時停止を行うことがあり、事業者はこれらを踏まえた上で機械処理システムを利用するものとする。

### （5） 事業の対象範囲（異なる新規サービス）

本公募において実施するサービスは、JST 提供データを活用したサービスのうち、既採択事業者が提供するサービス（以下「既採択サービス」という）とは提供価値が異なる独立した新規サービスとする。

応募者は、本公募において実施するサービスについて、既採択サービスにない体験や差別化などの異なる提供価値を示し、実現するものとする。

既採択サービスおよび提供価値の異なりについては以下のとおりである。

①既採択サービス

JST が令和7年度（昨年度）の公募に基づき選定したコンテンツ提供サービスのうち、主に以下に挙げる、文献検索・配信サービス及び拡張検索サービス等を既採択サービスという。

- ・文献検索サービス（JDreamⅢ検索サービス：クイックサーチ・アドバンストサーチ他）
- ・最新文献情報の配信サービス（SDI サービス・科学技術文献速報サービス）
- ・研究者探索サービス（JDream Expert Finder）
- ・医学文献情報の専門的解析・情報抽出サービス（JDream SR）
- ・技術戦略の分析・可視化サービス（JDream Innovation Assist）
- ・上記の各サービスの特徴等を踏まえた AI と専門知を融合した新プラットフォームサービス（仮称）

②提供価値の異なり（差異基準）

本公募における「提供価値の異なり」とは、「利用者が得る価値の違い」をいう。

具体的には、実際にサービスを利用する者の視点において、既採択サービスでは実現・感得できない、新たな価値や利用体験が提供されていることを意味する。

ただし、サービスの仕組み・設計・手法などのビジネスモデルの視点における差異（例：ターゲット顧客層の変更、料金体系の変更、提供チャネルの変更など）は、本公募における「提供価値の異なり」には含めない。

また、サービスに備わる機能（例：文字列検索、要約、リコメンド、レポート等）における差異も、本公募における「提供価値の異なり」には含めない。

③提供価値の異なりの確認

応募者は、JST が提示する「既採択サービスにおける提供価値」に基づき、自らの提案の既採択サービスとどのように差別化されているか、あるいはどのような新しい価値や利用体験を付加するものであるか等の価値の異なりを、提案書において示さなければならない。

応募者から示された提案内容およびヒアリングにおける見解等に基づいて、選定委員会において、提供価値の異なりを総合的に精査・確認の上、選考を行う。

「既採択サービスにおける提供価値」の具体的な内容、提案における所定の記載様式や要領等については、提案書類作成要領「Ⅱ.2.B-2.③提供価値の異なりの確認」を参照のこと。

### (6) 事業の FS(実現可能性調査・Feasibility Study)

採択候補事業者は、提案するサービスの本格的な開発に先立ち、JST 提供データや機械処理システム等を用いた提案内容や技術等の実現性、市場性、運用面における課題等を客観的に検証するため、実現可能性調査(以下「FS」という)を自らの費用負担により実施することができる。

FS の実施を希望する場合は、公募の提案書においてその旨を明示するものとする。

FS の実施内容、時期、報告等については以下のとおり。

① 利用可能なデータと対象者

FS で利用可能なデータは、文献情報データベース(JST 系ファイル)の国内誌とし、対象やデータ件数などは FS の実施内容に応じ、採択候補事業者と JST が協議の上、決定するものとする。当該データを利用可能な者は原則、採択候補事業者のみに限り、補完事業者・連携事業者は利用できないものとする。文献情報データベース(JST 系ファイル)については、本仕様書「別紙1」を参照のこと。

② 実施内容と報告等

採択候補事業者は、FS で実施を希望する以下の要素(複数選択可)について、実施内容を提案書にて示すものとする。

(ⅰ)目的・範囲の明確化、(ⅱ)市場調査、(ⅲ)データ分析・評価、
(ⅳ)リスク評価、(ⅴ)最終評価、(ⅵ)その他

採択候補事業者は、FS の実施完了後、すみやかに実施結果を JST に報告するものとする。実施内容及び結果報告の様式については、提案書類作成要領「Ⅱ.2.B-2.⑧FS」の実施内容を参照のこと。

③ 実施時期と期間および初期交渉

提案時に FS の実施を希望した応募者のうち、JST から採択候補事業者として通知された者は、JST と合意した時期より最大 3 ヶ月間の FS を実施することができる。なお、FS の開始に先立ち、当該 FS の実施条件や、その後のサービス開発・実施(本契約)に向けた基本合意の調整(初期交渉)を開始することができる。

**（7） 事業の実施システム**

本事業は、日本国内に設置のシステムで実施すること。また、クラウドサービスを利用する場合は、日本国内リージョンを利用すること。ただし、データの保全や災害対策（BCP）の観点から、バックアップデータの保管先に限り、例外的に海外のデータセンターの利用を認める場合がある。また、システムについては、「別紙2　3.情報セキュリティ」に記載の内容を遵守のうえ、運用すること。

**（8） 事業におけるサービスの役割と拡張等について**

本公募で求める新しいコンテンツ提供サービスは、これまで提供されてこなかった新たな価値や市場を生み出すなど、本事業の新たな可能性を拡げる役割が期待される。
そのため、堅実な実施内容はもとより挑戦的な取り組みも可能とする。
また、サービスの実施においては、新技術の導入や新たな価値の追加、継続的な改善、実施状況等を踏まえた適宜必要な見直しなどを自ら行うことが望まれる。
また、サービスへの新たな価値の追加、改善等において、JST 提供データや機械処理システムへの期待や要望事項等があれば、JST へ適宜提案することが望まれる。

**（9） 商標・新サービスの名称**

本事業を実施するにあたり、事業者は自身のサービスに名称を設定することができる。事業者は名称の決定に際して、事前に JST の承諾を得るものとする。

なお、JST が保有する「JDream」に係る関係商標を利用すること、および商標出願することはできない。

**（10） サービスの稼働等開始期限**

本公募の採択事業者は、原則として、下記の稼働開始期限までに本仕様書を踏まえ提案するサービスの稼働を実現し、サービスを利用する顧客（以下「顧客」という。）が円滑に利用することができるよう準備を完了しなければならない。なお、サービス等が合理的かつ段階的な稼働・提供計画を有する場合は、当該計画の初期段階が期限内に実現完了したことをもって、稼働開始期限を満たしたものとみなす。

① 新サービス事業者枠
新規サービス開発タイプ、および自社サービス強化タイプの採択事業者
稼働開始期限：令和 10 年 3 月 31 日

② 新サービス事業者枠 （FS の実施オプションを選択した場合）
新規サービス開発タイプ、および自社サービス強化タイプの採択事業者
稼働開始期限：令和 10 年 10 月 31 日

### (11) 事業者の収入

本公募(新サービス事業者枠)における採択事業者は、次に定める形態により事業を実施するものとする。

採択事業者は、JST よりデータや機械処理システムの利用許諾を受け、自ら構築するコンテンツ提供サービスとして、顧客に対して直接有償で提供することができる。データの利用許諾例は「別紙1 4.利用可能なデータの許諾例について」を参照すること。なお、利用料金体系は、本事業の趣旨に鑑みて、採択事業者が定めるものとする。

### (12) データ等の利用許諾に対する対価

本公募に係る JST 提供データや機械処理システムの利用許諾に対する対価を「データ等利用料」といい、売上高に対し算定し、上限額が設定される「売上ロイヤリティ」、及び営業利益に対し算定する「利益ロイヤリティ」の合算として構成される。

システムの利用に伴う JST の役務発生時の費用負担等は、事業者と JST で協議の上、決定するものとする。

事業者は、提案において以下の算定式を参考とし、データ等利用料の算定式を提示し、契約交渉において JST との協議・合意を経てこれを決定し、JST に支払う(消費税等込みとなる)ものとする。なお、算定した「利益ロイヤリティ」が 0 円以下になる場合は、「売上ロイヤリティ」のみを支払うものとする。

データ等利用料の算定式

本公募(新サービス事業者枠)における、単年度毎のデータ等利用料の計算は下記および以下の枠囲いのとおりとする。

データ等使用料等の計算にあたり、会計年度の期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間を指すものとする。事業者の採用する会計年度が異なる場合でも、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを 1 会計年度として、計算書類を作成、準備すること。

売上ロイヤリティについて、本事業により提供するサービスの売上高に対する算定料率の最低値は 9%とし、上限額は税込 1.3 億円(税抜価格 118,181,819 円)とする。また、売上ロイヤリティは事業実施期間の当初 3 年間(令和 9～11 年度)は支払いを免除する(以下の利益ロイヤリティ算定式中の売上ロイヤリティも同様)。

利益ロイヤリティについて、営業利益に対する算定料率は算定の対象年度の税抜売上高が 10 億円未満の場合、当該算定年度が事業実施期間の当初年度(令和 9 年度)は 10%、令和 10 年度は 20%、令和 11 年度は 30%、令和 12 年度は 40%、令和 13 年度は 50%を適用する。単年度の税抜売上高が 10 億円以上の場合は事業期間のどの年度でも当該年度は 50%の固定値が適用される。

また、自社サービス強化タイプにおける売上高および営業利益は、JST 提供データや機械処理システムの寄与分に相当する部分とし、詳細・算定方法等は事業者より提案され、契約交渉において JST と協議し合意の上、決定するものとする。

① 新サービス事業者枠（新規サービス開発タイプ）

【データ等利用料の算定式】

（ｉ）単年度の税抜売上高が 10 億円未満の場合

**・売上ロイヤリティ**[※1] （当初 3 年間は免除。上限 1.3 億円（税込）とする）

**＝ 税抜売上高 × ◇%**[※2]

**・利益ロイヤリティ**[※1・※3]

**＝ 営業利益**[※4] **×（10・20・30・40・50）%**[※5] **－ 売上ロイヤリティ**[※6]

（ii）単年度の税抜売上高が 10 億円以上の場合

**・売上ロイヤリティ** （当初 3 年間は免除。上限 1.3 億円（税込）とする）[※1]

**＝ 税抜売上高 × ◇%**[※2]

**・利益ロイヤリティ**[※1・※3]

**＝ 営業利益**[※4] **×50% － 売上ロイヤリティ**[※6]

※1：別途消費税を加算する。

※2：◇は料率を提案すること。最低値は 9%。

※3：利益ロイヤリティが0円以下になる場合は売上ロイヤリティのみを支払う。

※4：営業利益（総額）とは、各事業年度における事業者の本事業の売上合計額から原価及び本事業の実施に要する一切の費用を差し引いたものをいう。
なお、費用には売上ロイヤリティを含まない。

※5：年度単位で固定料率。令和 9 年度は 10%、令和 10 年度は 20%、令和 11 年度は 30%、令和 12 年度は 40%、令和 13 年度は 50%となる。

※6：事業実施期間の当初 3 年間（令和 9～11 年度）は売上ロイヤリティの支払を免除するため、当該年度の利益ロイヤリティ計算においては、売上ロイヤリティを0円として算出を行う。

② 新サービス事業者枠（自社サービス強化タイプ）

【データ等利用料の算定式】

（ｉ）単年度の税抜売上高が 10 億円未満の場合

**・売上ロイヤリティ※1**（当初 3 年間は免除。上限 1.3 億円（税込）とする）

**＝ 売上高相当額※2 × ◇%※3**

**・利益ロイヤリティ※1・※4**

**＝ 営業利益相当額※2・※5 ×（10・20・30・40・50）%※6 － 売上ロイヤリティ※7**

（ii）単年度の税抜売上高が 10 億円以上の場合

**・売上ロイヤリティ**（当初 3 年間は免除。上限 1.3 億円（税込）とする）※1

**＝ 売上高相当額※2 × ◇%※3**

**・利益ロイヤリティ※1・※4**

**＝ 営業利益相当額※1・※5 ×50% － 売上ロイヤリティ※7**

※1：別途消費税を加算する。

※2：売上高や営業利益の相当額とは、JST 提供データの寄与分に相当する部分をいう。

※3：◇は料率を提案すること。最低値は 9%。

※4：利益ロイヤリティが0円以下になる場合は、売上ロイヤリティのみを支払う。

※5：利益相当額（総額）とは、各事業年度における事業者の本事業の売上高相当額の合計額から原価及び本事業の実施に要する一切の費用を差し引いたものをいう。なお、費用には売上ロイヤリティを含まない。

※6：年度単位で固定料率。令和 9 年度は 10%、令和 10 年度は 20%、令和 11 年度は 30%、令和 12 年度は 40%、令和 13 年度は 50%となる。

※7：事業実施期間の当初 3 年間（令和 9～11 年度）は売上ロイヤリティの支払を免除するため、当該年度の利益ロイヤリティ計算においては、売上ロイヤリティを0円として算出を行う。

売上ロイヤリティ、利益ロイヤリティについては、事業開始後、事業の状況、JST が設置する有識者委員会の意見、及び JST の見解等を踏まえ、事業者と JST と合意の上で調整することができる。

### （13） 補完事業者

事業者は本事業において、効果的・効率的な実施の為に、請負業者に協力や委託等を行うことができる。このような事業者と連携し補完する協力実施者あるいは共同企業体や特定目的会社構成員等の他機関を補完事業者という。

①補完事業者の事業

本事業に関して事業者が協力等を求める補完事業者は事業者の本事業の範疇で活動するものとし、補完事業者の行為は、全て事業者の行為と見なし、事業者がその責任を負うこととなる。また、補完事業者の活動及び利用できるデータは、出版社等と JST との交渉・契約の内容等を満たす範囲でなければならない。ただし、本事業の一切の業務を補完事業者に委託することはできず、事業者は自らが主体となって事業を執行しなければならない（業務の一部の委託又は協力要請に限定すること）。

②補完事業者の選定

事業者は補完事業者を自ら選定する事ができる。

### （14） 顧客情報等の管理

採択事業者は、本事業の実施により新たに獲得した顧客情報及びログ情報等を契約期間中、適切に管理すること。

なお、本事業の運営上、または新たなデータ追加等に伴う出版社等との交渉等に基づき、JST から当該情報やその他関連情報の開示や共有の要請があった場合は、採択事業者はその必要性や実行性を勘案し、協議及び協力に応じるものとする。

### （15） 実施内容の改善及び見直し

JST と事業者との間で設置する連絡会議を、事業開始後に定期的に開催し、事業者の実施状況の共有及び改善点等を確認・議論等するものとする。事業者は確認・議論等の事項について、両者の合意に基づいて必要な改善及び見直しを行うこと。また、JST が設置する有識者委員会の提言について、事業者はその実効性や費用対効果を検討し導入の可否を判断するとともに、有識者委員会にその結果をフィードバックすること。

なお、事業開始後に当初の提案や契約に含まれない新たな取組の実施および当初の提案や計画の大幅な変更や縮減等を希望する場合は、実施に先立ち別途協議し、JST の確認を得るものとする。これらの新たな取組の実施や計画の変更・縮減等に際しても、サービス仕様書等に適合し、特に 9.(5)事業の対象範囲に適合しなければならない。JST がこれらの適合に従っていないと判断する場合、事業者は必要な修正をしなければならない。

### （16） サービスおよび事業等の撤退

本公募で採択されたコンテンツ提供サービスは期間中、原則、継続を前提とする。

継続には他者への移管を含む。この時、事業者は次に本事業を実施する機関に対する引継ぎを実施することとし、サービスの同等の継続と実施に必要となる顧客やシステムの情報等も合理的範囲で継承すること。

ただし、やむを得ない事由により、以下 a.～d.を全て満たす場合のみサービスの終了を可能とし、全てのサービスの終了が完了した場合に限り、事業者の撤退を可能とする。

なお、予見困難な事由（天災地変、騒乱、疫病、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、その他本契約締結時において予見し得なかった事由等）により、本事業・本契約の目的を達成することが困難となったときを除く。

a. 正式リリースからの経過期間（1年）
b. サービス赤字※が一定期間継続（1年）し、改善等が見込めない
c. 他者への移管によるサービス継続ができない
d. サービス停止告知からの猶予設定（6ヶ月）

※データ等利用料の算定式で定める営業利益による赤字とする

## 10.報告

JST と事業者との間で連絡会議を設置し、定期的に事業の実施状況を報告する。詳細は「別紙2　1.(2)事業実施について」、及び「2.計画書・報告書」を参照のこと。なお、有識者委員会が必要とする場合、事業者は事業やサービスについて報告を行うこと。

## 11.納品物

事業運営関連書面、年度事業運営計画書、四半期報告書、中間報告書、最終報告書、計算書類、サービス仕様書等。

各書類等の詳細は「別紙2　2.計画書・報告書」を参照。

## 12.支払処理

データ等利用料のうち売上ロイヤリティの支払いについては、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間はこれを免除し、令和 12 年度から、JST に支払うものとする。

利益ロイヤリティの支払いについては、免除期間は設けず、令和 9 年度から、JST に支払うものとする。

なお、契約期間中の売上ロイヤリティ、利益ロイヤリティの支払期日及び額の精算に係る確認日程等※は、別途協議の上定める。

また、支払処理の付随事項として、以下について通知や協力を行うこと。
・各事業年度末日時点における本事業の売上高、営業利益並びにデータ等利用料（売上ロイヤリティ及び利益ロイヤリティを含む。）の暫定額及びその算定根拠を、翌事業年度の 4 月 10 日までに機構に通知すること。なお、事業実施期間中の初年度については、本サービスの提供がない場合は、この限りでない。
・機構の会計監査その他監査業務において必要が生じた場合、本事業に関する資料の提出、帳簿や証憑書類の提示、説明または照会への回答作成等に協力すること。

※収支結果報告について、報告内容を JST が適正と認めた時に利益ロイヤリティが確定し精算を行うものとする。

※収支結果報告について、翌事業年度の 5 月中旬までに計算書類（本支払い処理に係る会計帳簿及び信憑書類）を整備し、7 月末までに JST の確認を受ける。
※事業者の採用する会計年度に関わらず、本事業の会計年度は「4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」とする。計算書類は全て「4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」を1会計年度として整備すること。

## 13.知的財産等の帰属

詳細は別途契約書に定めるとおり。

## 14.担当部署

国立研究開発法人科学技術振興機構
情報事業部情報資産企画グループ 公募担当
〒102-8666 東京都千代田区四番町５番地３ サイエンスプラザ
E-mail：jouhou-koubo@jst.go.jp
電話：03-5214-8444、FAX：03-5214-8460

## 15.その他

本公募の応募者は、応募内容に関するすべての情報は、正確かつ完全であり、重要な誤記または遺漏はないことを保証するものとする。

本仕様書に定められた以外の事項で生じた疑義、本仕様書等の解釈に関して生じた疑義については、JST と協議を行い解決すること。

別紙1

# JST が提供可能なデータ

## 1. JST が提供する文献情報等のデータ

JST が提供する対象データは以下のとおり。JST の意向によりデータ内容及び提供方法に変更が発生する場合がある。変更が生じる場合は、事前に連絡の上行うこととする。なお、以下の表中に記載する更新頻度及び年間件数は、あくまで目途であり、機構としてこれを約束するものではない。

### (1) 文献情報データベース(JST 系ファイル)

| ファイル名 | 収録情報 | 更新頻度 | 収録件数（年間件数） |
|---|---|---|---|
| JSTPlus | 日本国内外発行の資料から科学技術（医学を含む）全分野に関する文献情報を収録。 | 1981 年 4 月～（月 4 回） | 約 4,860 万件（約 270 万件） |
| JMEDPlus | 日本国内発行の資料から医学、薬学、歯科学、看護学、生物科学、獣医学等に関する文献情報を収録。 | 1981 年 4 月～（月 4 回） | 約 1,260 万件（約 55 万件） |
| JST7580 | 日本国内外発行の資料から科学技術全分野に関する文献情報を収録。現在は更新なし。 | 1975～1980 年（更新なし） | 約 214 万件（－） |
| JST5874 | 日本国内外発行の資料から科学技術全分野に関する文献情報を収録。現在は更新なし。 | 1958～1974 年（更新なし） | 約 397 万件（－） |
| JSTChina | 中国国内で発行される科学技術資料に掲載された文献情報を収録。2007 年サービス開始。現状は無料ファイルとして提供。 | 1981 年 4 月～（月 2 回） | 約 540 万件（約 20 万件） |

※1 収録件数は令和 8 年 3 月末時点
※2 JSTPlus と JMEDPlus では約 412 万件が重複記事（年間約 15 万件の重複記事）。
※3 JSTChina 及び JST5874 は無料にて提供すること。
※4 JSTPlus、JMEDPlus、JSTChina と JST7580、JST5874 は索引されるシソーラスが異なる。
※5 「1. JST が提供する文献情報等のデータ」で示した JST 作成の文献情報データベースに収録されている資料については、以下のサイトから確認することが可能である。 https://jdream3.com/guide/material/
※6 データは、JST 指定フォーマットで提供する。
※7 文献情報データベース（JST5874 および JST7580 を除く）に収録された各文献について、第三者提供可否や AI 利用可否等の文献利用条件を示す「文献利用条件フラグファイル」を、当該データベースと同時に提供する。
※8 国内誌及び外国誌のいずれも、原則として、顧客から先の第三者提供、顧客の AI 利用はできない。
※9 今後の事業に支障があると判断される場合や、出版者との契約状況等に応じて、データの提供や販売等を制限することがある。

【補足1】

**文献情報データベースの特徴**

日本国内で発行される科学技術関係の定期刊行物をほぼ網羅しており、その内訳は、学協会が発行する各種資料（学術誌・学会誌、会議要旨集等）が資料数で 5 割程度、記事件数で 7 割強となっている。また、企業・商業出版社が発行する資料の割合は 1 割程度、記事件数では 1 割程度となっている。

外国誌については、令和元年より、海外出版社との契約に基づくメタデータのライセンス提供を受け、文献データを作成している。令和 8 年は 30 社と契約している。

【補足 2】

**文献情報データ作成の変遷**

<table>
<tr><th></th><th>日本国内資料</th><th>日本国外資料</th></tr>
<tr><td>～平成 27 年度</td><td rowspan="3">著者抄録の利用、人手による作成</td><td>人手による作成</td></tr>
<tr><td>平成 28 年度～29 年度</td><td>一部に機械翻訳、<br>自動索引を導入</td></tr>
<tr><td>平成 30 年度～令和元年度</td><td>原則機械翻訳、<br>一部自動索引</td></tr>
<tr><td>令和 2 年度～</td><td>一部に自動索引を導入</td><td rowspan="2">機械翻訳、自動索引を全面導入</td></tr>
<tr><td>令和 9 年度（予定）～</td><td>自動索引の導入を拡充<br>概要文章について機械処理を導入</td></tr>
</table>

**（2） 文献情報データベース(プレプリントサーバファイル)**

国内外のプレプリントサーバに収録された文献データを収集し、JST が機械翻訳、索引を付与したデータ。

| ファイル名 | 収録情報 | 更新頻度 | 収録件数<br>（年間件数） |
|---|---|---|---|
| PREPRN | 国内外のプレプリントサーバに収録されたプレプリントファイル情報（査読を通過していない論文）を収録。現状は無料ファイルとして提供。 | （隔週） | 約 218 万件<br>（約 35 万件） |

※1 収録件数は令和 8 年 3 月末時点。なお、年間件数は新規と更新分の合計となる。

※2 PREPRN は無料にて提供することが前提となる。

※3 PREPRN 収録のプレプリントサーバは、arXiv、bioRxiv、medRxiv、Jxiv となる。

※4 PREPRN 収録データの利用は、各プレプリントサーバの利用条件に従う。

※5 データは、JST 指定フォーマットで提供する。

### (3) 文献情報データの作成予定

| 内容 | 令和 7 年度収録件数<br>（実績値） | 令和 8 年度収録件数<br>（予想値*） |
|---|---|---|
| 収録資料 | 外国誌：定期刊行物　9,200 誌<br>国内誌：定期刊行物　10,700 誌<br>報告書等　680 誌<br>JSTChina 対象誌:　1,470 誌 | 外国誌：定期刊行物　9,200 誌<br>国内誌：定期刊行物　10,700 誌<br>報告書等　700 誌<br>JSTChina 対象誌:　1,450 誌 |
| 書誌データ | 外国誌：書誌　2,358,000 件<br>国内誌：書誌　688,000 件<br>JSTChina 対象誌：書誌　204,000 件 | 外国誌：書誌　2,000,000 件<br>国内誌：書誌　650,000 件<br>JSTChina 対象誌：書誌　220,000 件 |
| 抄録、索引データ | 外国誌：抄録　2,358,000 件<br>索引　2,358,000 件<br>国内誌：抄録　215,000 件<br>索引　612,000 件<br>JSTChina 対象誌：<br>抄録　204,000 件<br>索引　204,000 件 | 外国誌：抄録　2,000,000 件<br>索引　2,000,000 件<br>国内誌：抄録　215,000 件<br>索引　595,000 件<br>JSTChina 対象誌：<br>抄録　220,000 件<br>索引　220,000 件 |

(*)予想値であり件数は変動する。
※　収録資料は変更がある。

## 2. JST 作成の文献情報以外のデータ・機械処理システム

JST が提供する文献データ以外の対象データ・機械処理システムは以下のとおり。JST の意向によりデータ内容及び提供方法に変更が発生する場合がある。変更が生じる場合は、事前に連絡の上行うこととする。なお、以下の表中に記載する更新頻度及び年間件数は、あくまで目途であり、機構としてこれを約束するものではない。

### (1) 化合物データベース

| ファイル名 | 収録情報 | 更新頻度 | 収録件数<br>（年間件数） |
|---|---|---|---|
| JCHEM | 有機低分子化合物データベース。化学物質の商品名、治験番号、体系名、化合物辞書番号、分子式等の情報を収録。現状は無料ファイルとして提供 | 月 1 回 | 約 382 万件<br>（約 1.1 万件） |

※1　収録件数は令和 8 年 3 月末時点
※2　データは、JST 指定フォーマットで提供する。

### (2)　機械処理システム

| 内容 | システム概要 |
|---|---|
| 機械翻訳システム | 海外文献データ(科学技術論文等の書誌・抄録・索引データ)の作成において、収録拡大と情報提供の迅速化を図る等の目的で、英日及び中日の機械翻訳システムを導入している。いずれもニューラル方式の機械翻訳システムで、英日機械翻訳は OpenNMT をベースに JST が開発。中日機械翻訳は外部サービスを活用しており本公募での利用は不可。 |
| 自動索引システム | 自動索引システムは、文献情報の収録拡大と情報提供の迅速化を図るために導入し、標題・抄録などを入力として索引事項(分類コード、シソーラス用語、準シソーラス用語など)を JST が規定する索引ルールに従い自動付与するものである。大規模言語モデル(LLM)を学習(微調整:ファインチューニング)する方法で JST がシステム開発している。 |

※1　提供方法:データ授受等によるバッチ処理、API による連携を想定している

※2　自動索引は言語処理学会の報告も参考のこと

https://www.anlp.jp/proceedings/annual_meeting/2026/pdf_dir/P2-11.pdf

### (3)　文献情報の関連データ

| ファイル名 | 収録情報 | 収録件数 | 更新データ提供頻度 |
|---|---|---|---|
| 引用情報 | JST 作成引用<br>NIICJP 引用<br>JLC/書誌同定 dump データ中の引用データレコード数。重複排除及び整理番号有りのみを抽出した件数。 | 150,751.236 件<br>(内 JaLC 引用　24,409,135) | 年 12 回<br>(月 1 回) |
| 著　者 ID(JGPN) | 文献の著者名を名寄せしたもの | 123,151,740 件<br>(延べ著者数(名寄せ前の著者数)は、299.979,262) | およそ隔月<br>(2 ヶ月に 1 回) |
| 機　関 ID(JGON) | 文献の著者の所属機関名を名寄せしたもの | 11,531,381 件<br>(延べ機関数(名寄せ前の機関数)は、119,525,031) | およそ隔月<br>(2 ヶ月に 1 回) |
| 全文リンク情報 | 文献の一次情報(全文情報)のリンク(URL)情報 | 54,394,593 件 | およそ隔週 |
| 文献利用条件フラグ | 出版団体の許諾条件や法的解釈に基づく、文献データのサービス利用(第三者提供、AI 利用等)の可否情報 | JSTPlus、JMedPlus、JSTChina の収録件数に準じる。 | 月 4 回 |

※1　収録件数は令和 8 年 3 月末時点。

※2　データは、JST 指定フォーマットで提供する。

※3　文献データの全文リンク情報を積極的に活用し、顧客の論文原文へのアクセスを確保するように図ること。

＜文献利用条件フラグについて＞

JST が提供する文献データでは、法的視点および出版団体との許諾条件に基づき、事業者から他機関への提供や、AI 機能等での利用等が制限されるデータがある。当該制限はデータにより異なるため、個々のデータの利用条件を文献利用条件フラグとして提供する。

事業者は本事業を実施するにあたり、文献利用条件フラグ情報に基づく適切なデータ利用管理を行うこと。

＜著者 ID（JGPN）・機関 ID（JGON）について＞

・同定精度について

文献に記載された著者について、氏名、共著関係、出現頻度、研究内容などの情報を組み合わせ、スコア化して同定処理を実施している。同定処理により同一人物と判定した著者については、「佐藤太郎、SATOH TARO、S. Taro」のように表記が異なっていても同一の ID を付与（名寄せ）している。ただし、その仕組み上、婚姻による姓の変更などの名寄せは難しく、また同姓同名など誤名寄せとなるケースもあり、精度については保証できない点に注意が必要。特に外国人著者の同定精度は低い傾向にある。

所属機関の同定精度も同様である。

・名寄せ誤りの修正について

事業者が名寄せ誤りを発見した場合は、事業者の申し出に基づき JST が都度修正を行う。ただし修正対象の著者または機関の正しい名寄せ結果（文献情報）を事業者から JST へ提供すること。

・名寄せ誤りの修正に要する期間について

名寄せ誤りの修正には通常、約 2 ヶ月を要する。

・提供頻度について

現状は隔月で提供しているが、情報量の増加によるシステム処理時間の増大により、提供頻度が変更となる可能性がある。その場合は都度事前に連絡する。

・提供範囲について

情報量の増加に対応するため、今後、同定の対象範囲を変更する可能性がある。その場合は都度、事前に変更内容を説明し変更時期等について相談する。

### (4) JST の辞書等

上記で提供する文献情報等の他、以下の辞書等を機構より貸与する。

| ファイル名 | 収録情報 | 収録件数 | 更新データ提供頻度 |
|---|---|---|---|
| 2024JST シソーラス | JST シソーラス用語の見出し語、階層関係等を収録 | 日英見出し語 113,080 件<br>日英RT関係語 103,278 件<br>日英NT関係語 438,371 件<br>日英BT関係語 438,371 件 | 2、3 年に 1 回 |
| 1978JST シソーラス | 7580 ファイルのシソーラス。見出し語、階層関係等を収録 | 78見出し語 35,497 件<br>78NT関係語 58,236 件<br>78BT関係語 70,355 件<br>78UF関係語 5,069 件<br>78USE関係語 5,069 件 | なし |
| 大規模辞書 | 用語同士の関係(同義語情報及び、上位語・関連語となるシソーラス用語情報)を収録<br>(JST シソーラス、日本化学物質辞書の名称を一部含む) | 語情報 1,188,526 件<br>同義語 ID 情報 252,299 件 | 年 48 回(およそ週 1 回) |
| 日本語異表記辞書 | 原則として同じ意味をもつ、同音異表記の組合せを収録 | 426,465 件 | 年 48 回(およそ週 1 回) |
| 機関名辞書 | 文献情報等より抽出した機関名とその表記ゆれの一覧を収録 | 機関名情報 346,646 件<br>機関名リンク情報 6,531 件 | 不定期(更新の都度) |
| 分類コード一覧 | 文献情報作成時に付与している、分類コード及びその名称、スコープの一覧を収録 | 4,212 件<br>※JSTChina で使用される、先頭が "V" のコードを含まない件数 | なし |
| MeSH 対訳辞書(日本語 MeSH) | MeSH 用語に対応する日本語訳(MEDLINE ファイル作成時に機構にて付与している)の辞書 | Descriptor 65,362 件<br>Qualifier 76 件 | 年 1 回 12 月末～1 月頃提供 |
| 編別分類表 | 科学技術文献速報を作成するための編及び対応する分類コードの一覧を収録 | 4,165 件 | なし |

※1 収録件数は令和 8 年 3 月末時点。

※2 データは、JST 指定フォーマットで提供する。

※3 JST シソーラスについて、本公募の契約期間中における改訂を予定しており、改訂版を調整の上、提供する。

### 3. JST が提供するデータについて遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、仕様書「7.参加資格要件」の他、以下の関係法令等を遵守すること。

・個人情報の保護に関する法律

・著作権法

・その他関係法令等

国や JST の事業計画の見直しや予算措置の状況等を踏まえ、本事業の実施方法や公募内容についても変更等が伴うことがあること、予め留意すること。

### 4. 利用可能なデータの許諾例について

| データの種類 | 利用可能な例 |
|---|---|
| 国内誌の書誌情報及び JST による作成抄録等 | 検索サービスや分析・可視化での提供 |
| 海外出版社等から購入した外国誌の書誌情報や著者抄録等のデータ、その他一部利用に制限があるデータ | 原則として検索サービスでの提供 |
| JST が作成したシソーラス辞書および大規模辞書 | 検索サービスでの補助ツールとして提供 |

※利用可能な例示のサービスには、既採択サービスに該当するものを除く

※国内誌及び外国誌いずれも、原則として、顧客にデータそのものを販売はできない。

※国内誌及び外国誌いずれも、原則として、顧客から先の第三者提供はできない。

※シソーラス辞書及び大規模辞書いずれも、原則として、顧客への直接提供または販売をすることはできない。

※今後の事業に支障があると判断される場合や、出版者との契約状況等に応じて、提供や販売等を制限することがある。

別紙2

# 事業実施上の基本的事項

## 1. 体制・事業実施

### (1) 総括責任者及び事業責任者の設置

新サービス事業者枠の事業者(以下「事業者」という。)は、事業の全体を総合的に把握し管理・調整を行う総括責任者、及び事業のサービス区分ごとに総合的に把握し調整を行う事業責任者を定め、後述する各種計画書に関する承認を得る前までに、JST の承認を得ること。また、当該内容は年度事業運営計画書にも明記すること。総括責任者及び事業責任者を変更した場合も同様とする。なお、総括責任者並びに事業責任者は、本件事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で選出すること。また、各々が担うべき役割を確実に行うことができる限りにおいて、総括責任者と事業責任者を兼務することは可能とする。

### (2) 事業実施について

事業実施にあたっては、仕様書「8.事業内容」、「9.事業実施の条件」に定めるほか、以下の項目を考慮して進めること。

#### ① マネジメントシステムの構築

本事業を実施するために、事業者が実施する全ての事業範囲に対するマネジメントシステムを構築し、運用、改善を行うこと。また、マネジメントシステムを明確化するために、全ての事業を文書化すること。

#### ② 人材の確保及び教育

事業遂行に必要な人材を確保し、サービスの維持、向上のために必要となる教育を行うこと。人材の異動に関しては、可能な限り、適切な引継ぎ期間を設け、事業に支障を来さないように円滑な移行を行うこと。

#### ③ ユーザサポート

事業遂行に必要な仕組みや専門的な知見を有する人材を確保し、ユーザの懸案事項に対して細やかな対応ができること。

#### ④ リスク管理計画の策定、管理

事業者は、事業推進上のリスク要素を抽出し、リスク管理計画を策定するとともに、管理を行うことが望ましい。

また、事業継続計画(BCP)対応等の観点から BCP 策定、対応組織の設置、リスク分散化(クラウド利用やテレワークの実施、社内感染拡大防止策、サイバー攻撃対策も含む)、代替手段(バックアップ機材や交代要員等)の確保、対応資材(PC 機器、UPS、自家発電、医療資材等)の備蓄等の対策が用意されていることが望ましい。

**⑤ JST とのコミュニケーションと協力等**

事業者は、定期的な連絡会議等において JST とのコミュニケーションを図ること。連絡会議を含め適宜適切に、事業を実施するうえで必要となる JST への連絡、報告、調整、協議を行うこと。JST から協力を求められた場合には、可能な限り対応の方策を検討し、協力すること。また、JST の要請による JST の各種会議体へ必要に応じて参加し、適宜、調査、報告、提案等を行うこと。

なお、「2.計画書・報告書」に定める報告書によらず、必要に応じて任意の様式で JST に報告等することができる。

**⑥ 補完事業者とのコミュニケーションと協力等**

事業者は、補完事業者との協働を円滑に進めるため、補完事業者との連絡、報告、調整、協議等を適切に行うこと。また、事業者は、JST が必要として求める場合、事業者を通じて、または直接、補完事業者に対し事業遂行状況の質問、報告、資料の提出、及び事業所への立入等を行えるよう措置すること。

**⑦ 他の事業者との協力等**

事業者は、他の DB 等のサービスを運営する者と提携することができる。このような者を連携事業者という。事業者は連携事業者を自ら選定することができる。なお、連携事業者の活動、サービス及び利用できるデータは出版社等の発行者と JST との交渉・契約の内容等を満たす範囲でなければならない。

**⑧ 定期的な事業の見直し**

事業者は、実施する事業・サービスの見直しや継続的な改善を行うために、あらかじめ事業・サービスの内容、方法等を定期的に見直す仕組みを定めること。

事業・サービスの見直し結果は、適宜マネジメントに反映するとともに、事業者が必要と判断する場合、JST に対して、具体的な改善方法を報告や提案をすること。

**⑨ 不定期・不定形な事業への対応・協力**

事業者は、実施する事業に関して不定期・不定型な事業に対応できること。参考までに下記にそれらの事例を示す。

・提供データの不備・不足等を修正するデータメンテナンス
・データ仕様やデータの種類、JST 機械処理化システムやフローの変更、データセット作成等に伴うシステム対応
・特例事由によるデータ非表示や削除
・辞書等の更新に伴うデータ・システム等の更改作業　　等

**(3) コンプライアンス等**

**① 関係法規等の遵守**

事業者は、関係諸法規及び行政官庁の指導を遵守するものとする。

**② 情報の管理**

事業者は、本事業を遂行する上で使用する情報、及び JST が提供するデータの所在を一元的に管理し、情報の漏えいや紛失を防止すること。

**③ 守秘義務**

事業者は、公知の事実及び法令等により開示を求められた情報をのぞき、本事業に関連して開示を受けた又は知り得た事業運営に係る一切の情報（以下「機密情報」という。）につき最大限の注意をもって秘密を保持し、事前に JST の書面による承諾を得ることなく、本事業の目的外で使用し、又は第三者に開示・漏洩してはならない。なお、事業者は、自社の従業員を含む当該情報を知る必要がある関係者にのみ機密情報を開示するものとし、本事業に関与しない者には、いかなる手段においても一切機密情報を開示し又は使用させてはならない。また、本件の実施完了後は、本件に関する情報を返却又は確実に破棄すること。

**④ 個人情報の取扱い**

事業者は、事業の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法令や規範を遵守するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。

**⑤ 事業規範等**

事業者は、事業の実施にあたって行動の基準や指針となる規範や標準化などの経営効率、ガバナンスや品質の向上、透明性や信頼等を確保する取り組みを有していることが望ましい。

**⑥ AI の安全利用にむけた責任とガイドライン**

事業者は、事業における AI の安全安心な利用に努めなければならない。特に、次に示す政府ガイドライン等の遵守に努めること。

・AI 事業者ガイドライン ［総務省・経済産業省］

・AI と著作権に関するチェックリスト＆ガイダンス ［文化庁］

また、開発者、提供者、利用者は各々が AI 技術のリスクを認識し、技術の現状と限界を考慮した上で適切に活用することが望ましく、この為の自主的な指針やガイドライン、具体的方策等を有していることが望ましい。

**⑦ ワーク・ライフ・バランス等の推進**

事業者は、ワーク・ライフ・バランス等を推進していることが望ましい。

**⑧ サプライチェーンリスクに対する安全性の確保**

事業者は、本事業の遂行に必要なハードウェア、ソフトウェア、その他サービス等の実施において、特定の供給元への過度な依存を避け、供給遅延等に対するリスク低減策を講じることが望ましい。あわせて、政府機関等のセキュリティ対策基準等に基づき、不当な情報の窃取や改竄、システムの意図しない停止等のリスクを排除できること。

## 2. 計画書・報告書

### (1) 事業運営関連書面

事業者は、下記を本契約、仕様書、募集要項等及び提案資料、その他 JST と事業者との合意等に基づき策定し、運営開始予定日の 2 ヶ月前までに、JST の承諾を得ること。

① 事業運営仕様書(事業の基本的な仕様を定めたもの)
② 事業運営マニュアル
③ 事業運営体制図
④ 事業運営計画書

【補足】事業運営計画書
事業運営計画書は、事業実施期間にわたっての下記の計画等を記したものとする。
＜経営計画＞
・事業運営計画(概要、実施体制と担当者の責任・権限、実施方法※、実施内容の確認・報告方法等)　※機械処理システムの利用方法・想定数等を含む
・収益計画
・JST とのコミュニケーション(文献情報提供事業連絡会議への必要な報告、調整、協議、提案等)
・随時及び緊急時の対応方法
＜営業計画＞
・営業方針、広報・宣伝方針
・営業推進計画、広報・宣伝計画
・営業実施体制、広報・宣伝体制、顧客サポート実施体制、苦情・要望への対応方法
＜システム運用計画＞
・システム運用等計画(システム改修も含む)
・サービス稼働計画

JST が、事業運営関連書面について、事業者との合意事項に従っていないと判断する場合、事業者は当該書類の修正を速やかに行い、JST に報告し承諾を受けること。

なお、当該修正により費用が増加する場合、当該増加費用は事業者の負担とする。また、事業者が、事業実施期間中、事業運営関連書面の内容を変更しようとする場合は、JST と協議し、あらかじめ JST の承諾を受けること。

**(2) 年度事業運営計画書**

事業者は、以下の事項について記載した年度事業運営計画書を各事業年度が開始する日の 2 ヶ月前までに JST に提出し、30 日前までに JST の承認を受けること。なお、初年度については、運営開始予定日の 2 ヶ月前までに JST の承認を受けること。

なお、実施体制には個人情報の取り扱いに係る管理部署・責任者を含めるものとする。

＜経営計画＞

・事業運営計画（概要、実施体制と担当者の責任・権限、実施方法、実施内容の確認・報告方法等）
・収益計画
・JST とのコミュニケーション（連絡会議への必要な報告、調整、協議、提案等）
・随時及び緊急時の対応方法

＜営業計画＞

・営業方針、広報・宣伝方針
・営業推進計画、広報・宣伝計画
・営業実施体制、広報・宣伝体制、顧客サポート実施体制、苦情・要望への対応方法

＜システム運用計画＞

・システム運用等計画（システム改修、機械処理システムの利用想定数も含む）
・サービス稼働計画

**(3) 四半期報告書**

事業者は JST に対して四半期の最終日から 10 営業日以内に、年度事業運営計画書に記載した以下の事項について報告を行うこと。なお、初年度については、運営開始予定日が該当する四半期より報告を行うこと。

＜経営状況＞ 事業実施計画、収益計画の達成状況等

＜営業計画の実施状況＞ 営業推進計画、広報・宣伝計画の達成状況等

＜システム運用計画の実施状況＞ システム運用等計画の達成状況等

報告内容は報告する当該四半期までの累積等とし、年度当初又は前四半期との増減差分を付記する体裁とする。なお、四半期は下記に定める期間と定義する。

本事業における四半期の定義と報告内容

第 1 四半期: 4 月～6 月 （報告内容:第 1 四半期、年度当初からの増減差）
第 2 四半期: 7 月～9 月 （報告内容:第 1～第 2 四半期、第 1 四半期からの増減差）
第 3 四半期: 10 月～12 月（報告内容:第 1～第 3 四半期、第 2 四半期からの増減差）
第 4 四半期: 1 月～3 月 （報告内容:第 1～第 4 四半期、第 3 四半期からの増減差）

### (4) 中間報告書

事業者は、原則として、令和 12 年 3 月末の時点で、本事業の実施状況の確認や評価のための報告書を作成し JST へ報告する。報告内容等は JST が指定する。なお、JST が本事業の実施状況や定期的な報告等に鑑みて中間報告書を不要と判断する場合は事前に通知するものとする。この場合、事業者は本報告を要しないこととする。

### (5) 最終報告書

事業者は、令和 14 年 3 月末の時点で、本事業の実施状況の評価のための報告書を報告する。報告内容については、JST が指定する。

## 3. 情報セキュリティ

(1) 情報セキュリティ対策

システムの脆弱性等に対する対策・措置を適切に講じて、システムの正常稼動を維持するための環境を整備し、運用する。具体的には、下表に示すような項目について対処すること。

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 1. 情報セキュリティ管理体制 | 情報セキュリティを維持・管理するための人員と権限・責任が明確に定められており、体制を維持管理する。 |
| 2. 情報セキュリティ管理規定及び国内法・設置国の適用要件 | 情報セキュリティの維持に関する規則や手順を文書化し、これを遵守・運用しなければならない。また、本事業の遂行にあたっては、関連する法令、基準、規約及び制度に準拠すること。<br>なお、本システムが稼働するデータセンターの設置場所は日本国内に限る(クラウドサービスを利用の場合は、日本国内リージョンである)ものとし、日本国内法および裁判管轄は国内裁判所が適用される環境を確保・維持しなければならない。 |
| 3. 外部からのセキュリティ脅威に関する対策 | 外部からのセキュリティ脅威に関する対策について、考えられる策を講じるとともに、問題が発生した場合(及び発生したと考えられる場合)には早急に対応策・追加の改善策を講じる。 |
| 4. システムの脆弱性に関する対策 | 採用されている技術や仕組み、システムそのものに関する脆弱性を特定し、これに対策を講じる。また、問題が発生した場合(及び発生したと考えられる場合)には早急に対応策・追加の改善策を講じる。 |
| 5. システムの侵入監視に関する対策 | 外部からのシステムへの侵入について、常時システム内を監視し、問題が発生した場合には、その原因を特定、解決を図る仕組みを維持・管理する。 |

| 項目 | 内容 |
| --- | --- |
| 6. システム設置環境及び物理的セキュリティ管理 | 本事業に係るハードウェア等のシステム設備は、不正アクセスや物理的破壊から保護され、安全かつ安定的・継続的に運用できる環境において維持・管理を行う。また、システム設置場所については、地震、水害、停電等の災害リスク等に対して十分な対策を講じている場所を選定する。万一、物理的セキュリティ上の問題や脆弱性が発生した場合には、速やかに原因を究明し、適切な改善策を講じる。 |
| 7. ユーザ認証管理と情報管理 | 電子情報及び紙媒体の情報元に関して、適切なユーザ認証機能に基づいた情報アクセスの許可・制限が設定されると共に、そのシステム的・人的な仕組みを維持管理する。また、情報への不適切なアクセスや情報漏えいが判明した時点で、あるべき状態へ改善すると共に、今後の改善策を講じる。 |
| 8. インシデント発生時の対応 | 情報セキュリティインシデントの発生や兆候を発見した場合は、JST に速やかに報告すること。 |

また、システムを設置するデータセンターは、以下の①から③のいずれかを満たすことが望ましい（認証制度の認証取得、あるいは監査フレームワークへの対応）。

① ISMAP クラウドサービスリストに登録されていること

・https://www.ismap.go.jp/csm

② 認証制度として、以下のいずれかの認証を取得していること

・ISO/IEC 27017 による認証取得

https://isms.jp/isms.html

・JASA クラウドセキュリティ推進協議会 CS ゴールドマーク

http://jcispa.jasa.jp/cs_mark_co/cs_gold_mark_co/

・米国 FedRAMP

https://marketplace.fedramp.gov/#/products?status=Compliant

③ 監査フレームワークとして、以下のいずれかに対応していること

AICPA SOC2（日本公認会計士協会 IT7 号）

AICPA SOC3（SysTrust/WebTrsuts）（日本公認会計士協会 IT2 号）

## 4. 財務会計管理

提供するサービスに関して財務・会計に関する情報を適切に管理する。

| 項目 | 事業内容 | 詳細 |
|---|---|---|
| 原価計算・財務データ管理 | 原価計算及び財務に関するデータの管理を実施する | ・データについては、JST から追跡可能な形で区分し、管理すること。<br>・四半期報告書及び年次報告書で指定するデータを JST に提供し、JST が必要として求める書面調査及び実地調査に協力すること。 |

## 5. その他

- JST が提供する文献情報を利用したサービス・商品等について、JST、有識者委員会及びデータ作成関連機関、データに係る出版者等が無料で利用できる権限（ID・パスワード等）を、JST が指定した必要数分発行すること。なお、当該利用権限等の発行に際し、サービスの知的財産や補完事業者・連携事業者等のサービス協力機関との関係への影響や調整等が生じる場合は、JSTと事業者が協議の上、適切に解決を図るものとする。
- 本事業において採択事業者が複数となった場合、各事業者は他の事業者が望む場合、自らのコンテンツ提供サービスについて、自らの顧客と同等の条件で相互に利用できるよう措置しなければならない。あわせて、各事業者は、自らの顧客等に対し他の事業者のサービスの利用を不当に制限・妨害する行為を行ってはならない。

別紙3

# 既採択事業者における本公募の制限等

## 1. 本資料の目的

本公募においては、既に本事業に採択されている事業者（以下「既採択事業者」という。）による再度の応募（以下「再応募」という。）を妨げない。
ただし、本仕様書は、新規応募者を基本的な対象として策定しているため、本仕様書に記載の要件について必要な読み替え又は適用除外が生じる場合がある。

既採択事業者は、再応募にあたって、採択に係る公募仕様、事業内容、契約条件等を踏まえ、以下の読み替えや適用除外の事項等を適切に解釈の上、提案を行うこと。
なお、以下に定めのない事項については、原則として本仕様書の内容に従うものとする。

## 2. 読み替え・適用除外等

### (1) 全般事項（契約・期間・基本事項等）

① 契約形態： 本公募に基づく新たな契約締結は行わず、既存契約の改定（変更契約等）にて対応する。
② 事業期間： 既存契約の期間と同一とする。
③ JST 提供データの扱い： 本仕様書に記載の新たなデータ利用は対象外とし、既存契約の範囲において取り扱う。ただし、「機械処理システム」については、本仕様書に基づく新たな利用対象（追加）とする。
④ 新サービスの稼働期限： 本仕様書に定める「新サービス事業者枠」と同等の期限・仕様を適用する。
⑤ 基本的事項（別紙 2）： 原則として本仕様書の規定を適用するが、計画書・報告書の提出等については、既存契約の定めに準じるものとする。

### (2) 個別事項（応募要件・事業実施・データ等利用料等）

① 応募枠：「新サービス事業者枠」への応募を可能とする。なお、別仕様で定める「技術補完事業者枠」への応募は不可とする。
② 参加資格要件： 既存契約の締結者であるため、本公募における資格要件は満たしているものとみなす。
③ 事業内容（期待事例等）は「機械処理システム」を利用するものに限る。

④ 事業の対象範囲： 本仕様書にある「異なる新規サービス」という制約は、既採択サービスの事業者であるため精査の対象外とする。提案内容は、既採択サービスへの適用、新規サービスへの適用のいずれであっても妨げない。

⑤ 商標の扱い： 既存契約の規定に準じる（「JDream」に係る関係商標・類似商標の利用・適用を可能とする）。

⑥ データ等利用料：各種ロイヤリティの算定及び支払方法については、既存契約の設定・方法に含めるものとする。

⑦ サービスの撤退： サービスおよび事業等の撤退（終了）に関する手続きは、本仕様書の規定と同等とする。

以上